## 追加受付

# 平成30年度建設工事入札参加資格審査申請要領 さぬき市

さぬき市へ建設工事の<u>追加の</u>入札参加資格審査の申請をしようとする者は、この要領に従い申請してください。

#### 解体工事の追加受付について

●今回の申請から「解体工事業」の申請を受付けます。平成29・30年度の2年間有効な「とび・土木・コンクリート工事業」の入札参加資格を有している場合でも、平成30年度の解体工事の入札に参加するためには、解体工事業の許可を受け、経営事項審査を受審の上、今回の申請で「解体工事業」の追加申請を行う必要があります。

#### 注意事項

- ●追加申請の対象は以下に該当する事業者です。
  - ①平成29年度建設工事入札参加資格者名簿に登載されていない事業者
  - ②同名簿に登載されているが、申請営業所を変更しようとする事業者
  - ③同名簿に登載されているが、新たな工事業種を追加しようとする事業者
- ●入札参加資格の有効期間は、1年間(平成30年4月1日~平成31年3月31日)です。
- ●申請できる営業所数は、本店・支店等のうち、いずれか1カ所に限ります。
- ●この要領において、主たる営業所が香川県内にある建設業許可業者を「県内業者」、主たる 営業所が香川県外にある建設業許可業者を「県外業者」といいます。

#### 申請方法等

1 提出方法

申請書類を記入の上、次の審査日に提出書類を提出してください。 申請書類の内容について説明できる人が持参してください。 郵送は認めません。

- 2 審査日時・場所
  - ・受付時間を厳守してください。
  - 書類に不備がないか事前に十分ご確認ください。

審査日時(閉庁日を除く。)	審査場所
平成 30 年 1 月 23 日(火)~2 月 2 日(金) 午前 9 時 30 分 ~ 11 時 午後 1 時 ~ 3 時 30 分	さぬき市役所附属棟多目的室

## 3 提出書類(コピーで提出する書類は、必ずA4判に統一すること。)

# (◎:全業者が提出するもの、△:該当する業者のみが提出するもの)

番号	新規•変更	業種追加	提出書類	注 意 事 項
1	0	0	建設工事入札参加資格審査申請書申請業種等調書(A) 指定様式 ※建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結権限を営業所に委任する場合建設工事入札参加資格審査申請書 申請営業所調書及び申請書申請営業所調書及び申請業種等調書(A) 指定様式	記入例を参照し、作成してください。 ・申請できる営業所数は、本店・支店等 のうち、いずれか1ヵ所に限ります。
2	0	0	建設業許可証明書(コピー可)	申請日前3ヵ月以内に発行されたもの
3	0	0	建設業許可申請書別表(営業所一覧)(コピー可)	
4	Δ	Δ	委任状(原本:A4判)	① の※に該当する場合のみ必要。
(5)	0	×	納税証明書等 (コピー可)	・5ページで指定するもの ・申請日前3ヶ月以内に発行されたも の

6	0	0	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(コピー) (県内業者) 審査基準日が平成28年10月のもの 日のもの (県外業者)が平成28年9月10日のもの (県外業者)が平成28年9月1日のもの	・左記の通知書を未受領の方は、審査済(受付)印のある経営規模等評価申請書・総合評定値請求書及び工事種類別完成工事高(別紙一)のコピーを提出してください。  平成30年2月末日までに結果通知書を提出してください(郵送は消印有効)。期限までに提出がない場合、入札参加資格は無効となります  ※経営事項審査における平均完成工事高要件 ①土木一式、建築一式、電気、管、ほ装、水道施設(6業種)については、平均完成工事高が500万円未満である場合、入札参加資格審査を受けられません。 ② とび、鋼構造物、塗装、機械器具、電気通信、造園、建具、解体工事(8業種)については、平均完成工事高がない場合、入札参加資格審査を受けられません。
7	Δ	Δ	ISO(国際標準化機構)規格 の登録証 (コピー) 平成 29 年 12 月 1 日現在で 有効であるもの	・ISO 9001 ・ISO 14001  JAB(財団法人日本適合性認定協会)認定の審査登録機関でないものが発行した登録証で、日本語以外で記載されている場合は、日本語に訳したものも必ず添付すること。 更新審査中の場合は、認定機関からの通知書等、その事実を証する書面を添付すること。 有効期間が登録証に記載されていない場合は、平成29年12月1日現在で有効な旨の登録機関等の証明書を添付してください。

8	Δ	Δ	・(一社)日本道路建設業協会が発行する舗装施工技術者資格者証(旧(財)道路保全技術センターが発行したものを含む)又は合格通知書(コピー)・当該資格者の雇用の確認ができる書類(コピー可)をもる書類(コピー可)を登録を表して、健康保険被保険者証/標準報酬決定通知書/住民税、特別徴収税額の通知書など	<u>に装を申請する者で、</u> 香川県内の営業 所で建設業に従事する職員のうち、平 成 29 年 12 月 1 日現在の有資格者 (試験に合格した者を含む。)がいる場 合のみ提出。 (土木施工管理技士とは別の資格で す。)
			・ほ装用機械の売買契約書 又はリース契約書等 ・特定自主検査記録表(アス ファルトフィニッシャーについ ては不要) ・機械の規格が分かる書類 (主要諸元等)	は装を申請する者で、ほ装用機械の自 己所有又は賃貸借等の契約締結して いる場合のみ提出してください。
9	Δ	×	貸借対照表(様式第15号、個人は様式第18号)の「II 固定資産」の部分が記載されているページ<(決算)変更届書の中にあります。>(コピー) ※県内業者のみ必要	直近(⑥の審査基準日時点)のもので 県の審査済印があるもの。 県の審査済印が無い場合は⑥の審査 基準日を含む営業年度の法人税又は 所得税に係る確定申告書類一式を提 示してください。
10	Δ	×	営業所の写真 (申請する営業所が香川県 内の場合は必要)	申請日前3カ月以内のもの。 7ページの台紙に写真を貼付してください。
11)	0	×	誓約書 指定様式	

## 4 必要な納税証明書等(コピー可)

2 2 3 11 11 11	少女な附仇証労責寺(コピーリ)						
対象	税の区分	証明書の種類					
すべての業者	・法人税(個人は所得税) ・消費税及び地方消費税	未納の税額がない旨の証明書 法人:様式その3の3 個人:様式その3の2					
	香川県税 (すべての税目)	未納の税額がない旨の証明書					
県内に営業	個人住民税	<ul> <li>○法人</li> <li>・「特別徴収税額の決定通知書」又は「特別徴収実施確認書」</li> <li>※営業所が存在する香川県内の市町のもの(当該市町に居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く居住する県内市町のもの。)</li> <li>○個人</li> <li>・「特別徴収税額の決定通知書」又は「特別徴収実施確認書」</li> <li>・「個人住民税の滞納がない旨の証明書」</li> <li>(個人事業者のみ必要な書類です。)</li> <li>※平成29年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町にて証明を受けたもの。</li> <li>※さぬき市内に営業所がある業者については、市税(すべての税目)の「納税証明書(1年分)」が必要です。</li> </ul>					
さぬき市内 に営業所が ある業者	市税 (すべての税目)	納税証明書(1年分)					

#### <備考>

1) さぬき市の納税証明書の発行を請求するには、法人等の代表者印が必要になります。また、受領に当たり、窓口に来られる方の印鑑が必要です。交付手数料として、1通につき 400 円が必要です。申請書については、さぬき市ホームページからダウンロードができます。

(納税証明書に関する問い合わせ さぬき市税務課 087-894-1118)

- 2) 国税・県税の証明書の発行については、それぞれのホームページで確認してく ださい。
- 3) ※県内に営業所がある県外業者においては、県内居住地に住民登録がない従業員がいる場合も「特別徴収実施確認書」は必要ですので、県内居住地の市町税務窓口にご相談ください。
- 4) 「消費税及び地方消費税について未納の税額がない旨の証明書」は、免税業者 も発行されます。

## 5 提出方法

提出部数	1 部
ファイル	・フラットファイル(青色などのブル一系、A4判)
綴り方	・3に掲げる順番に綴じ込むこと。 ・コピーできる書類は必ずA4判に統一すること。 ・原本で提出する書類がA4判より小さい場合はA4 判の台紙に貼付。大きい場合は折り込むこと。 ・ファイルの背表紙下段に、商号・名称を記載すること。

# 6 問い合わせ先

担当窓口	電話番号
さぬき市総務部管財課	087-894-8677

#### 営業所の写真

## 商号又は名称

営業所の名称						
所在地 <sub>(都道府県名から記入)</sub>						
電話番号						
1枚目:建物の全景	平成	年	月	日撮	影	

#### [作成要領]

- 1. 写真はカラーとし、デジタルカメラのカラー印刷や、ポラロイド写真でも結構です。
- 2. 営業所等の実態が確認できるように撮影してください。
- 3. 全景を一枚で撮影できない場合は、複数の角度から撮影しても構いません。

2枚目:事務所の内部

平成 年 月 日撮 影

#### [作成要領]

- 1. 電話、机などの什器備品等の確認ができ、営業所の令第3条使用人と申請業種にかかる専任技術者が写っているものにしてください。なお、執務を行っている場所が異なるために、一緒に撮影することができない場合は、それぞれの部屋で撮影していただいても結構です。
- 2. 正面を向いて写してください。
- ※申請業種に関係の無い専任技術者を写す必要はありません。

写真が複数枚になり、1 枚の台紙で収まらない場合はこの台紙が複数枚になっても構いません。